

2 届出の種類及び手続き

(1) 届出の種類

届出の名称	届出が必要な場合	届出期間
ばい煙発生施設設置届出 (法第6条)	新たに「ばい煙発生施設」を設置しようとする場合	工事着手予定日の60日前まで
ばい煙発生施設使用届出 (法第7条)	現に設置している施設が、法改正等により新たに規制の対象となった場合 (設置の工事を行っている場合も含む。)	当該施設が規制対象となった日から30日以内
ばい煙発生施設の構造等変更届出 (法第8条)	ばい煙発生施設の構造、使用の方法、ばい煙の処理の方法等を変更する場合	工事着手予定日の60日前まで
揮発性有機化合物排出施設設置届出 (法第17条の5)	新たに「揮発性有機化合物排出施設」を設置しようとする場合	工事着手予定日の60日前まで
揮発性有機化合物排出施設使用届出 (法第17条の6)	現に設置している施設が、法改正等により新たに規制の対象となった場合 (設置の工事を行っている場合も含む。)	当該施設が規制対象となった日から30日以内
揮発性有機化合物排出施設の構造等変更届出 (法第17条の7)	揮発性有機化合物排出施設の構造、使用の方法、ばい煙の処理の方法等を変更する場合	工事着手予定日の60日前まで
一般粉じん発生施設設置届出 (法第18条)	新たに一般粉じん発生施設を設置しようとする場合	事前に (日数の規定なし)
一般粉じん発生施設使用届出 (法第18条の2)	現に設置している施設が、法改正等により新たに規制の対象となった場合 (設置の工事を行っている場合も含む。)	当該施設が規制対象となった日から30日以内
特定粉じん発生施設設置届出 (法第18条の6)	新たに特定粉じん発生施設を設置しようとする場合	工事着手予定日の60日前まで
特定粉じん発生施設の構造等変更届出 (法第18条の6第3項、4項)	特定粉じん発生施設の構造、使用及び処理又は飛散の防止の方法等を変更する場合	工事着手予定日の60日前まで

特定粉じん発生施設使用届出 (法第 18 条の 7)	現に設置している施設が、法改正等により新たに規制の対象となった場合 (設置の工事を行っている場合も含む。)	当該施設が規制対象となった日から 30 日以内
水銀排出施設設置届出 (法第 18 条の 28)	新たに「水銀排出施設」を設置しようとする場合	工事着手予定日の 60 日前まで
水銀排出施設使用届出 (法第 18 条の 29)	現に設置している施設が、法改正等により新たに規制の対象となった場合 (設置の工事を行っている場合も含む。)	当該施設が規制対象となった日から 30 日以内
水銀排出施設の構造等変更届出 (法第 18 条の 30)	水銀排出施設の構造、使用の方法、水銀等の処理の方法等を変更する場合	工事着手予定日の 60 日前まで
氏名等の変更の届出 (法第 11 条) (法第 17 条の 13 第 2 項) (法第 18 条の 13 第 2 項) (法第 18 条の 36 第 2 項)	氏名(名称)、住所、代表者名等を変更した場合 (ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設について)	変更後 30 日以内
施設の使用廃止届出 (法第 11 条) (法第 17 条の 13 第 2 項) (法第 18 条の 13 第 2 項) (法第 18 条の 36 第 2 項)	施設の使用を廃止した場合 (ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設について)	廃止後 30 日以内
承継届出 (法第 12 条第 3 項) (法第 17 条の 13 第 2 項) (法第 18 条の 13 第 2 項) (法第 18 条の 36 第 2 項)	施設を譲り受け又借り受けた場合、並びに相続又は合併があった場合	承継後 30 日以内
事前調査結果の報告 (法第 18 条の 15 第 6 項)	建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事を行う場合	工事着手の前まで
特定粉じん排出等作業の実施届出 (法第 18 条の 17)	届出対象特定工事を実施しようとする場合	作業開始の 14 日前まで